資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月十日

岡山県倉敷市松江三丁目三番二一号

有限会社サンヒロ産業

代表取締役　三宅　弘志

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十日

東京都渋谷区猿楽町一〇番一号

株式会社リアルワールド

代表取締役　菊池　誠晃

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年六月六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

株式会社ジェネラルソリューションズ

代表取締役社長　和出憲一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十日

山梨県韮崎市円野町上円井三〇二五番地

株式会社内藤

代表取締役　内藤　久夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十日

島根県出雲市平田町七八五番地

株式会社酒持田本店

代表取締役　持田　祐輔

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十日

島根県雲南市木次町里方一〇九三番地一七

株式会社雲南共同生コン生産会社

代表取締役　中島　新吾

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十七日当社が発行する株式すべてに係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をしました。当該定款変更は、平成二十五年四月三十日に効力が発生し、当社の株券は同日に無効となります。

平成二十五年四月十日

福岡県北九州市若松区北湊町四番一号

株式会社植田製作所

代表取締役　濱小路兼生

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年五月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月十日

長野県飯山市大字静間三七〇番地一

株式会社長野いすゞ飯山工場

代表取締役　関　俊彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である杜甫徳が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十日

東京都新宿区大久保二丁目二九番一七号

百穂工業有限公司

日本における代表者　杜　甫　徳

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金澤淳夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十日

東京都中央区新川一丁目二三番五号ＳＨＩＮＫＡＷＡＥＡＳＴ二階

GFI Securities Limited

日本における代表者　金澤　淳夫

限定承認公告

本籍東京都練馬区西大泉三―一四、最後の住所東京都練馬区西大泉三―一四―一二

被相続人　亡　西脇増太郎

右被相続人は平成二十四年十一月六日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

東京都練馬区西大泉三―一四―一二

相続財産管理人　西脇　辰二

限定承認公告

本籍新潟県長岡市喜多町九六七番地一七、最後の住所新潟県長岡市寺泊小屋場八九〇〇番地六三

被相続人　亡　佐藤昭三郎

右被相続人は平成二十四年十一月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年一月二十四日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

新潟県長岡市喜多町九六七番地一七

限定承認者　佐藤　一昭

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市鍵屋中町二八番地、最後の住所岐阜県本巣市上真桑一四〇〇番地二二

被相続人　亡　森　昌幸

右被相続人は平成二十五年一月四日死亡し、その相続人は平成二十五年四月二日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十日

岐阜県本巣市上真桑一四〇〇番地二二

限定承認者　森　茂治

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額を左記のとおり減少し、発行済優先出資を有償償却することにいたしました。

一　優先資本金の額を三億三千万円減少して百五十七億二千万円とし、発行済優先出資総口数三十二万一千口のうち六千六百口を一口に対して金五万円をもって有償消却して三十一万四千四百口にすることにいたします。

二　右一の効力発生及び本二の効力発生日の前日までに当社が消費税及び地方消費税の還付金として五億円以上を受領することを停止条件として、優先資本金の額を五億円減少して百五十二億二千万円とし、発行済優先出資総口数三十一万四千四百口のうち一万口を一口に対して金五万円をもって有償消却して三十万四千四百口にすることにいたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十五日

掲載頁　一一四頁（号外第六十号）

平成二十五年四月十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｓｃｅｎｄａｓ　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ特定目的会社　取締役　目黒　正行

取消公告

平成二十五年四月三日（号外第七十二号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十五年四月十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　合同会社ＪＬＯＣ37

清算人　内山**隆**太郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六	下	終りから一二	行頭を一字下げる	

（印刷誤り）

公布政令第七十九号（国民年金法施行令等の一部を改正する政令）

平成二十五年三月二十五日（号外第五十九号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十日付第七七号六四ページ　六号三二ページ●二月二十一ジ●同日付特第九号八ページ●同日付政府調達第六八日付参会第八号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）